

身体拘束等の適正化のための指針

令和4年3月16日
社会福祉法人 ゆたか会

1. 身体拘束等の適正化のための基本方針

当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束軽減に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

身体拘束等とは、具体的には次のような行為です。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 車いすやベッド等に縛り付ける。② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける。③ 行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。④ 支援者が自分の身体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 |
|---|

2. 身体拘束等を行わないための日常における支援の留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ① ゆたか会の理念・倫理に沿った利用者支援を行います。
- ② 利用者の想いを傾聴し、利用者主体の行動・尊厳のある生活に努めます。
また行動が示す利用者の意思や訴えを知ることにも努めます。
- ③ 利用者個々の障害特性、状態、特徴などを日々の状況から十分に理解した支援を実施することで、行動や動作が示す利用者の想いを推察し、身体拘束を誘発するリスクを除くための支援を行います。
- ④ 言葉や対応等で、利用者の自由(身体的・精神的な自由を妨げないように支援します。
- ⑤ 利用者の意向に沿ったサービスを提供し、チーム支援及び多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。

3. やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

当法人では緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を禁止しています。

本人または他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として以下の3要件全てを満たす場合に身体拘束を行うことがあります。

- (1) やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高い。

※身体拘束を行うことにより本人の日常生活などに与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認します。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない。

※身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認します。

※拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択します。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

※本人の状態像に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定します。

(2) やむを得ず身体拘束を行う時の手続き

- 個別支援会議等において組織として慎重に検討、決定します。
(管理者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、虐待の防止に関する責任者等の支援方針について権限を持つ職員が参加する。)
- 個別支援計画に身体拘束の解除に向けた支援内容を記載します。また身体拘束の同意書に方法、場所、時間帯、期間、緊急やむを得ない理由を記載します。
- 本人、家族への十分な説明を行います。
利用者やその家族に同意書に署名して頂き、十分な理解を得られるよう努めます。
- 必要な記録を行います。
身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。